



茨城県報

第554号

平成6年6月6日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課)..... 1
- 第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課)..... 5
- 保安林の指定の解除の予定(林業課)..... 6

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(2件)..... 6

公 告

- 平成6年度茨城県保母試験の実施(児童福祉課)..... 8
- クリーニング師に対する研修の指定(環境衛生課)..... 12
- 開発行為の工事完了(8件)(建築指導課)..... 13
- 道路の位置の指定(2件)(“)..... 14

告 示

茨城県告示第707号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

平成6年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科 目	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
03.1072.2 6.5.1	土浦皮膚科医院	皮	土浦市桜町1-11-2 藤ビル2階	移 転
08.1022.6 6.6.1	ニュータウン さくらクリニック	内 外 皮 小	竜ヶ崎市中根台1-9-7	新 規
10.1012.3 6.4.1	砂沼湖畔クリニック	胃 外 整 外 内 皮	下妻市大字下木戸542	開 設 者 更 変

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科 目	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
36.1035.9 6.5.1	白石医院	内 小	鹿島郡銚田町大字銚田1644	組織変更
01.3242.9 6.6.1	大森矯正歯科クリニック	歯科 小歯 矯歯	水戸市見和3丁目1393-2	新 規
02.3139.5 6.6.1	本宮歯科医院	歯科	日立市本宮町1-9-1	新 規
19.3048.2 6.6.1	やまだ歯科医院	歯科 小歯	牛久市上柏田1丁目16-11	新 規
20.3094.4 6.5.20	セントラル歯科医院	歯科 小歯 矯歯	つくば市二の宮2-14-16 つくばセントラル88の102	開 設 者 変 更
36.3122.9 6.5.1	医療法人柳沢歯科医院	歯科	鹿島郡銚田町大字安塚1692	組織変更
36.3123.7 6.6.1	大野原歯科医院	歯科	鹿島郡神栖町息栖3904-8	新 規
36.3124.5 6.6.1	丸山歯科医院	歯科	鹿島郡神栖町息栖3031-49	新 規
37.3052.6 6.6.1	高野歯科医院	歯科	行方郡玉造町甲6866-2	新 規
43.3084.7 6.6.1	山中歯科クリニック	歯科 小歯	猿島郡五霞村原宿台4丁目30-7	新 規
43.3085.4 6.5.1	原宿台歯科医院	歯科	猿島郡五霞村原宿台3-16-18	移 転
01.4129.5 6.6.1	ひまわり薬局笠原店	調剤	水戸市笠原町1238-5	新 規
05.4027.2 6.6.1	高千穂薬品株式会社	調剤	石岡市東石岡4丁目11-27	新 規
08.4016.9 6.6.1	メイプル薬局	調剤	竜ヶ崎市中根台1-9-32	新 規
19.4012.5 6.6.1	今川薬局牛久店	調剤	牛久市柏田町1583-6	新 規
19.4013.3 6.6.1	なわ薬局	調剤	牛久市南6-1-14	新 規
37.4020.0 6.6.1	ソーノダイ薬局	調剤	行方郡玉造町大字手賀240	新 規
01.1018.9 6.6.1	医療法人日立渚会 大原精神科水戸診療所	精 神	水戸市大工町2丁目7-14	再 指 定
01.1021.3 6.6.1	茨城県立こども病院	小 小外 麻 放	水戸市双葉台3-3-1	再 指 定
01.1116.1 6.6.1	城外科病院	外 胃 放	水戸市石川町4丁目4028	再 指 定
01.2065.9 6.6.15	植野産婦人科医院	産婦	水戸市五軒町2丁目3-7	再 指 定
01.2084.0 6.6.1	関内科医院	内 呼 消 循 小 放	水戸市新荘1-4-25	再 指 定
01.2153.3 6.6.15	根本脳神経外科医院	脳神外	水戸市本町2-7-3	再 指 定
01.2216.8 6.6.1	鈴木皮膚科	皮	水戸市東台1-8-15	再 指 定
01.2283.8 6.6.1	関口内科クリニック	循 内 小	水戸市本町3丁目20-8	再 指 定

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
01.2309.1 6.6.1	茨城県精神保健センター	精	水戸市笠原町793-2	再指定
01.2313.3 6.6.1	茨城県水戸保健所	内 精	水戸市笠原町993-2	再指定
02.1006.2 6.6.1	大原神経科病院	精 神	日立市大みか町1-13-18	再指定
02.1018.7 6.6.1	医療法人一誠会 川崎胃腸科外科病院	内 外 胃 皮 秘 肛	日立市桜川町3-3-19	再指定
02.1039.3 6.6.15	内藤整形外科医院	整外 外 皮 理 診 放	日立市東大沼町4-30-21	再指定
02.2030.1 6.6.1	塙医院	外 内 皮	日立市桜川町1丁目5-8	再指定
02.2038.4 6.6.1	天谷病院	皮 皮 泌	日立市若葉町3丁目7-13	再指定
02.2095.4 6.6.15	日立クリニック	内 精 神	日立市鹿島町2-16-12	再指定
03-1001.1 6.6.1	土浦厚生病院	精 神 内	土浦市常名町3969	再指定
03.1006.0 6.6.1	総合病院土浦協同病院	内 消 小 外 整外 循 皮 泌 産 婦 眼 耳 咽 放 心 血 外 脳 神 外 理 診	土浦市真鍋新町11-7	再指定
03.2055.6 6.6.1	野崎内科医院	循 胃 呼 放	土浦市富士崎1-7-26	再指定
03.2111.7 6.6.1	医療法人 社団誠仁会都和病院	整外 内 理 診 外	土浦市常名町3690	再指定
医05.2034.6 歯05.3022.6 6.6.1	石岡市緊急診療所	小 内 歯	石岡市杉並2-1-1	再指定
08.1009.3 6.6.1	兼子内科	循 胃 放 内 小	竜ヶ崎寺後3989-1	再指定
11.1009.7 6.6.1	きぬ医師会病院	内 外 小 整外 放 麻	水海道市新井木町13-3	再指定
14.1006.7 6.6.1	永山耳鼻咽喉科眼科医院	耳 咽 眼	高萩市大和町1丁目7	再指定
14.2010.8 6.6.1	飯島医院	内 外 小 皮	高萩市大和町2丁目63	再指定
14.2013.2 6.6.1	立花医院	整外	高萩市東本町1-81	再指定
18.1006.8 6.6.1	吉原内科	内 神 内 呼 消 循 小	岩井市岩井3324	再指定
19.1015.7 6.6.1	結束耳鼻咽喉科医院	耳 咽	牛久市牛久町280	再指定
医31.1002.0 歯31.3027.1 6.6.1	財団法人報恩会石崎病院	精 神 歯	東茨城郡茨城町上石崎4698	再指定
31-1007.9 6.6.1	佐藤医院	産 婦 外 内	東茨城郡常北町石塚1314	再指定
31.2073.1 6.6.1	辰元医院	産 婦 小 皮	東茨城郡大洗町大貫町64	再指定
医32.2028.2 歯32.3023.8 6.6.1	七会村国保診療所	内 外 泌 小 放 歯	西茨城郡七会村小勝516	再指定
33.1012.5 6.6.10	ナザレ園クリニック	内 精 理 診 精	那珂郡瓜連町大字中里342	再指定

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科 目	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
33.2068.6 6. 6. 1	西村クリニック	内 婦 泌 放 小	那珂郡那珂町菅谷5391	再 指 定
34.1002.4 6. 6. 1	医療法人直心会袋田病院	精 神 内	久慈郡大子町大字北田気字広林76	再 指 定
36.2086.1 6. 6. 1	医療法人晴生会服部病院	内 小 胃 外 皮 整外 理診	鹿島郡鹿島町宮中東山1995-24	再 指 定
39.1014.8 6. 6. 1	坂本診療所	内	新治郡出島村大字加茂松木	再 指 定
39.2024.6 6. 6. 1	吉川医院	外 内	新治郡八郷町柿岡3297	再 指 定
39.2035.2 6. 6. 5	酒井病院	内 外 胃 眼	新治郡出島村大字穴倉4469	再 指 定
43.2047.9 6. 6. 1	湯沢産婦人科	産 婦	猿島郡総和町女沼1526の 9	再 指 定
01.3110.8 6. 6. 30	友常歯科医院	歯科	水戸市東原 2 丁目 4 - 4	再 指 定
01.3141.3 6. 6. 1	小島歯科医院	歯科 矯正歯科	水戸市泉町 1 - 1 - 8 京扇ビル 3 F	再 指 定
02.3099.1 6. 6. 1	間宮歯科医院	歯科	日立市神峰町 1 - 11 - 1	再 指 定
02.3100.7 6. 6. 1	小林歯科医院	歯科	日立市滑川町字祝崎2250	再 指 定
03.3055.1 6. 6. 1	関口小児歯科医院	歯科	土浦市荒川沖町 1 丁目447- 5	再 指 定
03.3109.6 6. 6. 1	小林歯科医院	歯科	土浦市自鳥町1106-180	再 指 定
06.3055.4 6. 6. 1	野口歯科医院	歯科 矯正歯科 小児歯科	下館市大字市野辺266- 3	再 指 定
08.3018.8 6. 6. 1	兼子歯科	歯科	竜ヶ崎市寺後3989- 1	再 指 定
10.3017.6 6. 6. 1	医療法人恵歯会西野歯科	歯科	下妻市大字下妻西町乙91	再 指 定
13.3016.2 6. 6. 1	蔵野歯科診療所	歯科	勝田市高野後々内2314の 1	再 指 定
13.3028.7 6. 6. 1	本郷台歯科	歯科	勝田市大字馬渡3827-13	再 指 定
15.3019.1 6. 6. 1	渡辺歯科クリニック	歯科	北茨城市関南町仁井田 8 - 1	再 指 定
20.3018.3 6. 6. 1	石内歯科医院	歯科	つくば市大字神郷2207- 3	再 指 定
20.3061.3 6. 6. 1	加園歯科医院	歯科	つくば市大字寺具671- 4	再 指 定
31.3025.5 6. 6. 15	遠西歯科医院	歯科	東茨城郡茨城町小鶴	再 指 定
32.3019.6 6. 6. 1	医療法人社団歯友会 茨城歯科中央診療所	歯科	西茨城郡友部町大田町215- 2	再 指 定
33.3016.0 6. 6. 1	日本原子力発電㈱ 東海発電所歯科診療所	歯科	那珂郡東海村大字白方 1 - 1	再 指 定
33.3036.8 6. 6. 1	生天目歯科医院	歯科	那珂郡那珂町菅谷2316- 1	再 指 定

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科 目	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
33.3057.4 6. 6. 1	網野歯科医院	歯科 矯正歯科	那珂郡那珂町菅谷4259	再 指 定
36.3046.0 6. 6. 1	荒野歯科医院	歯科	鹿島郡波崎町字源内場6980-1	再 指 定
36.3064.3 6. 6. 1	田上歯科医院	歯科	鹿島郡大野村大字角折1282-4	再 指 定
37.3022.9 6. 6. 1	井坂歯科医院	歯科	行方郡玉造町甲4466	再 指 定
39.3027.4 6. 6. 1	東歯科医院	歯科	新治郡八郷町大字下林 字十三塚816-3	再 指 定
40.3037.1 6. 6. 1	荒木歯科医院	歯科	筑波郡伊奈町 字板橋花田久保2739-26	再 指 定
41.3022.1 6. 6. 1	田中歯科医院	歯科	真壁郡協和町柳三王山334-79	再 指 定
41.3043.7 6. 6. 1	ときわ歯科医院	歯科	真壁郡協和町桑山1764-1	再 指 定
42.3030.2 6. 6. 1	ひまわり歯科医院	歯科	結城郡八千代町若1282-5	再 指 定
44.3040.7 6. 6. 16	近藤歯科医院	歯科 小児歯科	北相馬郡藤代町片町358-4	再 指 定
08.4008.6 6. 6. 15	フチャ薬局	調剤	竜ヶ崎市下町4909	再 指 定
17.4028.5 6. 6. 4	新取手薬局	調剤	取手市新取手1-2-5	再 指 定
31.4010.4 6. 6. 23	勝山薬局	調剤	東茨城郡大洗町磯浜1088	再 指 定
35.4002.2 6. 6. 1	いぶき台薬局	調剤	多賀郡十王町伊師3886-7	再 指 定
42.4008.5 6. 6. 1	有限会社山中薬局	調剤	結城郡石下町大字新石下375-9	再 指 定
44.4008.1 6. 6. 1	有限会社佐原薬局	調剤	北相馬郡利根町布川3305	再 指 定

茨城県告示第708号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成 6 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 山口酒店
- 2 建物の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら常陸太田店
常陸太田市中城町字猿ヶ橋3376番地1外

茨城県告示第709号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成6年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡大野村荒井字後343の12
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第25号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成6年6月6日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社ハイマート                       |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート川島店<br>下館市大字布川字田河内1317番地5外 |
| 3 現在の店舗面積            | 727㎡                            |
| 4 増加しようとする店舗面積       | 1,284㎡                          |
| 5 店舗面積を増加する日         | 平成6年11月15日                      |

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 青山敏明                            |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート川島店<br>下館市大字布川字田河内1317番地5外 |
| 3 現在の店舗面積            | 16㎡                             |
| 4 増加しようとする店舗面積       | 74㎡                             |
| 5 店舗面積を増加する日         | 平成6年11月15日                      |

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社サンメイツ                       |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート川島店<br>下館市大字布川字田河内1317番地5外 |

- |                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| 3 現在の店舗面積            | 49㎡                             |
| 4 増加しようとする店舗面積       | 49㎡                             |
| 5 店舗面積を増加する日         | 平成6年11月15日                      |
|                      |                                 |
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社マイドラッグ                      |
| 2 届出者の住所             | 下館市甲16                          |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート川島店<br>下館市大字布川字田河内1317番地5外 |
| 4 開店日                | 平成6年11月15日                      |
| 5 店舗面積               | 67㎡                             |
| 6 主として販売する物品の種類      | 医薬品外                            |
|                      |                                 |
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社伏見屋商店                       |
| 2 届出者の住所             | 下館市乙85                          |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | ハイマート川島店<br>下館市大字布川字田河内1317番地5外 |
| 4 開店日                | 平成6年11月15日                      |
| 5 店舗面積               | 45㎡                             |
| 6 主として販売する物品の種類      | 化粧品                             |

~~~~~  
茨城県大規模小売店舗審議会告示第26号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革) (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成6年6月6日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社カワチ薬品 |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 株式会社カワチ薬品渡里店
水戸市渡里町字新田後2714番外 |
| 3 現在の店舗面積 | 480㎡ |
| 4 増加しようとする店舗面積 | 1,148㎡ |
| 5 店舗面積を増加する日 | 平成6年12月14日 |
-
- ~~~~~

公 告

●平成6年度茨城県保母試験の実施

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により保母試験を次のとおり実施する。

平成6年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

平成6年度茨城県保母試験実施要項

1 受 験 資 格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を含む。)に2年以上在学して62単位以上修得した者又は1年以上在学している者であって、平成7年3月31日までに62単位以上修得することが見込まれる者。
- (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者又は平成7年3月31日までに卒業することが見込まれる者。
- (3) 学校教育法による高等学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)または盲学校、聾学校もしくは養護学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者又は平成7年3月31日までに卒業することが見込まれる者。
- (4) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。)または各種学校(同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者又は平成7年3月31日までに卒業することが見込まれる者。
- (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者。
- (6) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者。
- (7) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者。
- (8) 厚生大臣の定める次の基準に従い、知事が適当な資格を有すると認定した者。

ア 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上児童等の保護または援護に従事した者。

(ア) へき地保育所

(イ) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設

- ・身体障害者更生援護施設
- ・精神薄弱者援護施設
- ・精神薄弱者通勤寮
- ・精神薄弱者福祉ホーム
- ・精神薄弱者福祉工場

イ アに掲げる施設において5年以上児童等の保護または援護に従事した者。

(9) 学校教育法による高等学校の保育科第3学年に在学する者又は当該学校の保育科を卒業した者。

(10) 平成3年3月31日までに次のいずれかに該当する者。

ア 学校教育法による高等学校(旧中学校令による中等学校を含む。)を卒業した者、もしくは通常の課程によ

る12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。

イ 満18歳に達した後、児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事した者。

ウ 厚生大臣の定める次の基準に従い、知事が適当な資格を有すると認定した者。

(ア) 学校教育法による高等学校または文部大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、
満18歳に達した後、児童福祉施設（へき地保育所を含む。以下同じ。）において1年以上児童の保護に従事
した者。

(イ) 学校教育法による高等学校または文部大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、
満18歳に達した後、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者。

(ウ) 満18歳に達した後、へき地保育所において3年以上児童の保護に従事した者。

※ 高等学校の定時制課程2年修了者は、全日制課程1年修了者として定時制課程3年修了者は、全日制課程2
年修了者として取り扱う。

2 試験日、試験科目及び試験会場

(1) 筆記試験

期 日	試 験 科 目	時 間	試 験 会 場
7月26日（火）	社 会 福 祉	9：00～10：30	茨城県総合福祉会館 （千波市千波町1918）
	児 童 福 祉	10：45～12：15	
	栄 養 学 及 び 実 習	13：00～14：30	
	保育原理及び 教育原理	14：45～15：30	
	教育原理 保育原理	15：45～17：15	
7月27日（水）	保健衛生学及び生理学	9：00～10：30	※受付開始 8：30
	看 護 学 及 び 実 習	10：45～12：15	
	保 育 実 習	筆 記 13：00～13：45	
		絵画制作 14：00～14：45	
	児童心理学及び精神保健	15：00～16：30	

※ 「保育原理及び教育原理」は、保育原理と教育原理と別々に試験を行うので、必ず両方を受験すること。

(2) 実技試験

7月28日（木） ～ 29日（金）	保 育 実 習 （音楽リズム・言語）	9：00～16：30	茨城県総合福祉会館 （水戸市千波町1918） ※受付開始 8：30
-------------------------	---------------------------	------------	---

3 保育実習の試験方法

(1) 保育実習は筆記試験と実技試験により行う。

(2) 実技試験の内容

ア 絵画制作関係試験（試験当日課題指示）

クレヨンまたはクレパスを各自持参すること。

イ 音楽リズム関係試験

① 器 楽

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲を、暗譜でピアノを使用し演奏する。

バイエル教則本(原書番号) 78番, 88番, 98番(くり返しなし)

② 声 楽

。 コールユーブンゲン(原書番号)

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲を、無伴奏で歌う。

・Na31(c) ・Na39(a) ・Na43(b)

。 童 謡

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲をピアノで伴奏を弾きながら歌う。

・おかあさん ……(「保育のためにこどものうた140選」P23)

・おもいでアルバム……(“ P84)

・めだかの学校 ……(“ P106)

※ドレミ楽譜出版社発行

ウ 言語関係試験

次に掲げるものから試験委員が当日指定する。

・風の神とこども ……(「おはなしのろうそく9」)

・世界でいちばんきれいな声……(「おはなしのろうそく11」)

・腰折れずめ ……(「おはなしのろうそく16」)

※東京子ども図書館編

4 受験に必要な書類

受験希望者は、次に掲げる書類を一括して提出すること。

注：A…今回初めて受験する者が必要な書類

B…保母試験一部科目合格者が必要な書類

(○印は必要な書類)

A	B	必 要 書 類	説 明
○	○	受験願書	1 指定用紙に楷書で、ていねいに記入すること。 2 認印を忘れずに押印すること。
○	○	受験票	氏名を忘れずに記入すること。
○	○	住民票	出願日前3カ月以内のもの。
○	×	受験資格があることを証明する書類	次のいずれかの書類を提出すること。 (コピーは不可) 1 大学(短期大学を含む。)の卒業(見込)証明書または62単位以上の修得(見込)証明書 2 高等専門学校の卒業(見込)証明書 3 高等学校の専攻科または、盲学校、聾学校及び養護学校の専攻科の卒業(見込)証明書(修業年限の記載のあるもの。) 4 専修学校の専門課程(修業年限の記載のあるもの。)または各種学校(入学資格及び修業年限の記載のあるもの。)の卒業(見込)証明書

A	B	必 要 書 類	説 明
			5 高等学校保育科の在学（卒業）証明書 6 高等学校の卒業証明書及び児童福祉施設等の 2 年以上の勤務証明書（様式 1） 7 大学入学資格検定の合格証明書 8 児童福祉施設等の 5 年以上の勤務証明書（様式 1） 9 平成 3 年 3 月 31 日以前の高等学校の卒業証明書 10 その他受験資格を証明する書類 ※ 「卒業証明書」は「卒業証書」では不可
×	○	保母試験一部科目合格証明書	平成 4 年 1 月 1 日以降合格の保母試験一部科目合格証明書を添付すること。 照合の後、返戻する。 （コピーは不可） 平成 4 年 3 月 31 日までに「社会福祉事業一般」「児童福祉事業概論」「保育理論及び教育原理」「児童心理学及び精神衛生」に合格した者は、それぞれ「社会福祉」「児童福祉」「保育原理及び教育原理」「児童心理学及び精神保健」に合格したものとみなす。
○	○	写真 2 枚	上半身、正面向き、無帽、出願前 6 カ月以内に撮影したもので、3.5cm × 3cm の同一のものに限る。 受験願書及び受験票に貼りつけること。（スナップは不可）
○	○	封筒 2 枚	住所、氏名、郵便番号を明記し 80 円切手を貼りつけること。
○	○	戸籍抄本 （必要者のみ）	卒業、在学証明書及び保母試験一部科目合格証明書の氏名と現在の氏名が婚姻等により異なる者は、出願日前 3 カ月以内発行の戸籍抄本を添付すること。

5 受験手数料

受験手数料 7,000 円……この金額分の「茨城県収入証紙」（「収入印紙」と間違わないこと。）を受験願書にはり付けて納入すること。

ただし、県外在住者で茨城県収入証紙を購入することが困難な場合には、関係書類及び手数料を一括して現金書留で送付してもさしつかえない。現金だけを別送する等の方法は間違いが起りやすいので、必ず書類と一括して送付すること。（県内在住者は必ず収入証紙をはること。）

6 願書提出先

茨城県福祉部児童福祉課

〒310 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

電話 0292 (21) 8111 内線 2733・2734

受験願書を郵送する場合は、封筒に「保母試験受験願書在中」と朱書すること。

7 願書受付期間

平成 6 年 6 月 15 日（水）から 6 月 21 日（火）まで

ただし、郵送の場合は 6 月 21 日付消印のあるものまで有効とするが、4 に示す出願書類の完備したものに限り受け付ける。（出願書類の不備、受付期限以降の消印のものは受理しない。）

願書を受理した者には 7 月 8 日（金）までに受験票を発送する。

8 試験結果の発表及び証明書の交付

- (1) 全科目合格者は、平成6年10月3日(月)に県庁児童福祉課前に午前10時から掲示する。
- (2) 保母資格証明書、一部科目合格証明書及び不合格通知書は平成6年10月4日(火)以降、受験者全員に送付する。ただし、1. 受験資格に掲げる各学校の卒業見込で受験した者については卒業証明書を、大学において62単位以上修得する見込で受験した者については修得証明書を児童福祉課あて提出しなければ保母資格証明書、一部科目合格証明書を交付しない。
- (3) 試験の可否についての電話による問い合わせには応じない。
- (4) 受験者個人の科目別得点については、10月3日(月)午前10時から11月2日(水)までの間の執務時間中、本人が受験票を提示することにより、児童福祉課において閲覧することができる。

9 そ の 他

- (1) 宿泊等のあっせんは行なわない。
- (2) 注意事項
 - ① 各科目とも、試験開始後30分以上の遅刻者の受験は認めない。
 - ② 子どもを連れて受験しないこと。
 - ③ 昼食は各自用意すること。
 - ④ 駐車場はないので、試験会場への自家用車の乗り入れは禁止する。
 - ⑤ 回答には、B又はHBの鉛筆を使用すること。
- (3) 予備講習会は茨城県社会福祉協議会が実施している。
(受付期間 平成6年6月1日～6月7日)
詳しいことについては、茨城県社会福祉協議会へ照会。
〔〒310 水戸市千波町1918番地 電話0292(41)1133〕

●クリーニング師に対する研修の指定

次の研修をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2の規定によるクリーニング師に対する研修として指定する。

平成6年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主 催 者

東京都新宿区四谷四丁目3番1号

財団法人 全国環境衛生営業指導センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

水戸市三の丸一丁目4番50号

財団法人 茨城県環境衛生営業指導センター

3 開催年月日及び場所

クリーニング師に対する研修

(1) 平成6年6月9日(木)

土浦合同庁舎

土浦市真鍋5-17-26

(2) 平成6年6月16日(木)

下館合同庁舎

下館市二本成615

(3) 平成 6 年 6 月 23 日（木）

茨城県健康科学センター

水戸市笠原 993-2

4 受 講 料

(1) 8,000 円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格講習を含む）

(2) 5,000 円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格講習を除く）

(3) 3,000 円（特別管理産業廃棄物管理責任者資格講習のみ）

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 6 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字西谷貝字三反田 236 番 1, 237 番 1, 243 番 1, 同番 3, 同番 4, 244 番 1, 同番 3, 同番 5, 245 番, 246 番 1, 字梶内 247 番 1, 249 番 1, 254 番 1, 字鹿島道東 318 番, 319 番, 320 番, 321 番, 322 番

2 事業主の住所及び氏名

栃木県小山市大字卒島 1293 番地

株式会社カワチ薬品

代表取締役社長 河 内 良三郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡鹿島町大字平井字高塚西 1359 番 91, 同番 127, 同番 129, 同番 130, 同番 131, 同番 132, 同番 133, 同番 142, 同番 143, 同番 144, 同番 145, 同番 146, 同番 147

2. 事業主の住所及び氏名

鹿島郡鹿島町鉢形台 3 丁目 1 番地の 2

平 山 浩

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字高野字谷中 723 番 1, 732 番 3, 733 番 1, 734 番 1, 735 番 1,

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町女沼 386

株式会社 影山倉庫

代表取締役 影 山 文 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字諸川字大竹 1517 番 3, 同番 4

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町諸川 2546

北 山 康 二

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
行方郡潮来町大字延方字徳島5405番 1, 同番 2, 5406番 2

- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡鹿島町宮中1995番24
医療法人 晴生会
理事長 服 部 泰 久

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水海道市羽生町字前原680番 4

- 2 事業主の住所及び氏名
東京都江東区新木場 4 丁目12番地22
内田食品 株式会社
代表取締役 内 田 徹

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城郡八千代町大字若字篠ヶ崎1476番, 1477番, 1516番 1

- 2 事業主の住所及び氏名
結城郡千代川村大字宗道2028番地
常総ひかり農業協同組合
代表理事 飯 岡 武 義

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
新治郡玉里村大字上玉里字桜山50番26, 50番134, 50番136

- 2 事業主の住所及び氏名
新治郡玉里村大字上玉里1122番地
玉里村土地開発公社
理事長 渡 邊 伸

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 6 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第300号	平成 6 年 5 月 27 日	(株)サンワ ホーム (代)吉川 一夫	鹿島郡旭村大字 造谷1209番 1	鹿島郡鉾田町大字 舟木字久土谷原 132番24	メートル 6.00	メートル 71.60

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第301号	平成 6 年 5 月 27 日	長 峰 則 夫	鹿島郡鉾田町大字 安房1963番96	鹿島郡鉾田町大字 安房字靱負1950番 5	メートル 4.30	メートル 32.90

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)